

社会福祉法人寿栄会行動計画（第6回）

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産を通じて子育て中の職員への支援を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈対策〉

- ・令和 2年 5月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限等諸制度の周知
- ・令和 3年 1月～ 雇用保険法に基づく育児休業給付等諸制度の周知
- ・令和 3年 9月～ 労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知

目標2：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間10日以上とする

〈対策〉

- ・令和 2年 4月～ 働き方改革、年5日の年休の確実な取得について等、全職員へ周知
- ・令和 2年10月～ 年次有給休暇も取得状況について確認、把握
- ・令和 3年 3月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を作成
- ・令和 3年 9月～ 職員通信「じゅらちゃん」にて年休について広報

目標3：子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

〈対策〉

- ・子ども参観日を4回実施する

令和 2年 4月	} 実際に親の仕事を体験してもらい、親子のコミュニケーションを深め職場全体で子供の成長を見守る。
令和 2年 9月	
令和 3年 4月	
令和 3年 9月	